県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次

（取扱課室名）　ページ

○ 告示

945　救急病院の認定　（医務課）..... 1
946　保安林の指定施業要件変更予定　（森林整備課）..... 1
947　〃　（　〃　）..... 2
948　保安林の指定施業要件の変更　（　〃　）..... 2
949　〃　（　〃　）..... 2

○ 教育委員会告示

4　令和9年度和歌山県立高等学校生徒募集定員　..... 3

○ 警察本部告示

63　随意契約の相手方の決定　..... 3

告　　示

和歌山県告示第945号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年11月4日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　名称　くしもと町立病院
2　所在地　東牟婁郡串本町サンゴ台691-7
3　有効期限　令和11年11月1日

和歌山県告示第946号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年11月4日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　新宮市（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局

森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第947号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年11月4日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年11月4日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第949号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年11月4日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

令和9年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のとおり定めた。

なお、「次のとおり」については、和歌山県教育委員会県立学校教育課のホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/d00221979.html）から閲覧することができる。

令和8年11月4日

和歌山県教育委員会教育長　今　西　宏　行

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第63号

放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年11月4日

和歌山県警察本部長　壱　岐　恭　秀

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
放置駐車違反管理システム及び携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務　一式
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
3　随意契約の相手方を決定した日
令和8年9月14日
4　随意契約の相手方の氏名及び住所
FLCS・富士テレコム　コンソーシアム
（代表者）FLCS株式会社
東京都千代田区神田練塀町3番地
（構成員）富士テレコム株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号　新宿アイランドタワー26F
5　随意契約に係る契約金額
152,570,000円（うち消費税及び地方消費税の額13,870,000円）

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第2項の規定により随意契約する。